（権限の委任）

第十四条　この法律に規定する経済産業大臣の権限は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

第四章　罰則

第十五条　第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（中小企業基本法の一部改正）

第三条　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）」を「、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第四条　印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「、第十一号並びに第十二号」を「並びに第十一号から第十三号まで」に改める。

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第五条　独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の一号を加える。

十一　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十一号及び第十二号及び第十三号」に、「同条第一項第十三号」を「同条第一項第十四号」に改める。

第十八条第一項中「及び同項第十号」を「、同項第十号及び第十一号」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十二号」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」に、「同項第十三号」を「同項第十四号」に改める。

第二十二条第一項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「同項第十号」を「第十一号」に改め、同表第二十二条第一項の項中「第十二号」を「第十三号」に改める。

（調整規定）

第六条　この法律の施行の日が独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第　号。以下「整備法」という。）の施行の日前である場合には、附則第四条の印紙税法別表第三の改正規定中「、第十一号並びに第十二号」とあるのは「、第十二号並びに第十三号」と、「並びに第十一号から第十三号まで」とあるのは「並びに第十二号から第十四号まで」とし、前条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十五条第一項の改正規定	第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十号	第十五号を第十六号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号
	十一　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付けを行うこと。	十二　商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第十条の規定による貸付けを行うこと。
第十七条第二項の改正規定	第十五条第一項第十一号及び第十二号」を「第十五条第一項第十二号及び第十三号」に、「同条第一項第十四号」を「同条第一項第十五号」	第十五条第一項第十二号及び第十三号」を「第十五条第一項第十三号及び第十四号」に、「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十六号」
第十八条第一項第一号の改正規定	第十八条第一項第一号及び同項第十号」を「、同項第十号及び第十一号」に	同項第十一号」の下に「及び第十二号」を加え
	同項第十三号」を「同項第十四号」	同項第十四号」を「同項第十五号」
第十八条第一項第二号の改正規定	同項第十三号」を「同項第十四号」	同項第十四号」を「同項第十五号」
第十八条第一項第三号の改正規定	第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」	第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」
第十八条第一項第四号の改正規定	第十五条第一項第十一号」を「第十五条第一項第十二号」	第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」
	同項第十三号」を「同項第十四号」	同項第十四号」を「同項第十五号」
第十八条第一項第五号の改正規定	第十五条第一項第十二号」を「第十五条第一項第十三号」	第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」
	同項第十三号」を「同項第十四号」	同項第十四号」を「同項第十五号」
第二十二条第一項の改正規定	第十二号」を「第十三号」	第十三号」を「第十四号」
附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項の改正規定	同項第十号」を「第十一号」	同項第十一号」を「第十二号」
附則第十四条の表第二十二条第一項の項の改正規定	第十二号」を「第十三号」	第十三号」を「第十四号」

2　前項の場合において、整備法第十九条の印紙税法別表第三の改正規定中「、第十二号並びに第十三号」とあるのは「並びに第十二号から第十四号まで」と、「、第十一号並びに第十二号」とあるのは「並びに第十一号から第十三号まで」とし、整備法第百十条のうち次の表の上欄に掲げる独立行政法人中小企業基盤整備機構法の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。